

マイナンバーカードの普及・利用に関する
お役立ち情報をお届け

マイナンバーカード・インフォ
(民間事業者向け)
vol.5

- **デジタル庁ウェブサイトの紹介**
マイナンバー（個人番号）制度ページについて

デジタル庁国民向けサービスG
マイナンバーカード担当
令和4年11月24日

○ **デジタル庁ウェブサイトの紹介**

マイナンバー（個人番号）制度ページについて

マイナンバーカード・インフォの vol.5 では、デジタル庁ウェブサイトに掲載しているマイナンバー（個人番号）制度ページについてご紹介します。

デジタル庁ウェブサイトのマイナンバー（個人番号）制度ページでは、マイナンバーカードの利用に向けた検討を円滑に進めていただけるよう、マイナンバーカード・インフォのバックナンバーや、健康保険証との一体化に関する質問をはじめとしたよくある質問への回答等、利用に関するお役立ち情報を掲載しております。

掲載内容は順次アップデートしています。今後、利用事例や利用に関するガイドライン等を掲載していく予定です。

マイナンバー（個人番号）制度ページ、健康保険証との一体化に関する質問への回答の URL は以下のとおりです。ご検討の際は是非ご参照ください。

- URL1 マイナンバー（個人番号）制度ページ
<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/>
- URL2 よくある質問：健康保険証との一体化に関する質問について
<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/faq-insurance-card/>
- 別添 1 デジタル庁ウェブサイトのご紹介
- 別添 2 よくある質問：健康保険証との一体化に関する質問について

以 上

- デジタル庁ウェブサイトでは、マイナンバーカードを用いたサービス提供に向けた検討がしやすくなるよう、マイナンバーカード利用に関するお役立ち情報を掲載。また、国民向けのメリット・安全性を訴求する情報も掲載
- 掲載内容は順次アップデートしています。上記URLからアクセスして、ご覧ください

自治体・民間事業者向けお役立ち情報

● マイナンバーカード・インフォ

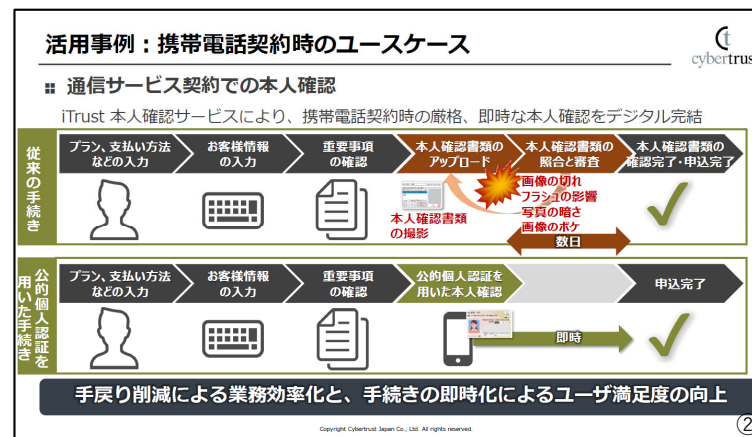
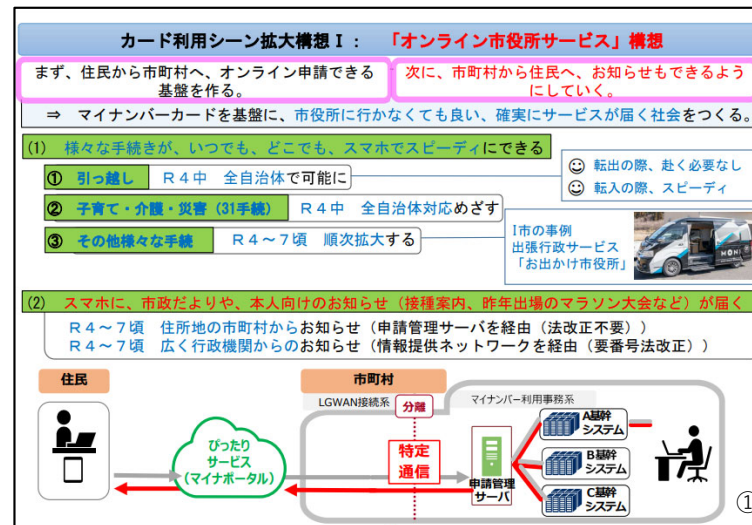
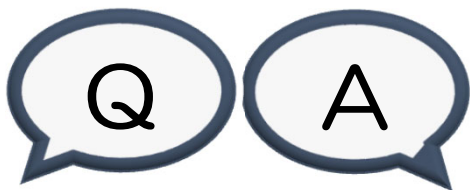
国の施策、自治体・民間事業者のカードの利用事例、よくある質問への回答などを自治体・民間事業者にお届けするメルマガ「マイナンバーカード・インフォ」の配信コンテンツ

● マイナンバーカード利用事例集

自治体・民間事業者の提供サービスの概要、公的個人認証サービス導入後のメリットや業務プロセスの変化など

● よくある質問への回答

これからカードの利用を始めたい自治体・民間事業者向けの利用準備に関する質問やカードに関する基本的な質問への回答



カードのメリット・安全性

● リーフレット・動画

国民にカードのメリット・安全性を訴求するためのリーフレットや動画、カード紛失時の緊急連絡先など

メリットいっぱい! マイナンバーカード

- 本人確認書類になる! (マイナポイントももらえる)
- 健康保険証としても使える!
- 新型コロナウイルス ワクチン接種証明書の電子交付にも利用!
- 「マイナポータル」で暮らしがもっと便利に!
- コンビニで各種証明書が取得できる!
- マイナポイントももらえる!
- オンラインで行政手続!
- 民間のサービスでも使える!

マイナポータルも使える! 行政機関などからのお知らせを受けられる! SNSに 特定記録情報、接種記録、選挙記録が確認できる! 選挙中も投票記録がカンタン!

マイナンバーカード 既対応機種も拡大中!

ますます便利に! マイナンバーカード! スマホにカード機能が付属! (2024年9月予定) 連絡先情報、緊急連絡先を一掃!

30秒でわかる マイナンバー制度

- マイナンバーカードのセキュリティ篇 -

見る YouTube



デジタル庁への「ご意見・ご要望」に寄せられたマイナンバーカードと健康保険証との一体化に関する質問・疑問について回答します。

Q 1 マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、紙の健康保険証を 2024 年秋めに廃止すると聞きました。マイナンバーカードの取得は任意だと思っ
ていましたが、必ず作らなければいけないのでしょうか。施設に入所している
高齢者などマイナンバーカードを取得できない者は保険診療を受けることが
できなくなるのですか。

A 1 マイナンバーカードは、国民の申請に基づき交付されるものであり、この
点を変更するものではありません。また、今までと変わりなく保険診療を受
けることができます。

従来の保険証ではなく、マイナンバーカード 1 枚で受診していただくこと
で、これまでできなかった、診療記録などをその場で引き出すことができる
ようになり、データに基づいたより良い医療を受けられるようになります。

このため、デジタル庁・総務省中心に、全力をあげて、施設に入所して
いる方も含め、すべての方々がマイナンバーカードを持ちうるように努めてま
いります。

なお、紛失など例外的な事情により、手元にマイナンバーカードがない
方々が保険診療等を受ける際の手続については、今後、関係府省と、別途検
討を進めてまいります。

Q 2 マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、紙の健康保険証を 2024 年秋
めに廃止すると聞きました。マイナンバーカードを健康保険証として使え
る医療機関も少なく、従来の健康保険証よりも診療報酬が高くなると聞きま
したが本当ですか。

A 2 現在、保険証利用に必要な顔認証付きカードリーダー等（オンライン資格
確認等システム）の設置が進んでおり、2023 年 4 月からは、全ての医療機
関・薬局において、マイナンバーカード保険証を利用して受診ができるよう

になります。

なお、マイナンバーカード保険証を利用した際の自己負担額は、2022年10月より改定されています。医療機関で、マイナンバーカードを保険証利用した場合は初診料6円、従来の保険証で受診した場合等は初診料12円の負担となり、マイナンバーカード保険証を利用した方の費用負担が余計にかかるということはありません。

Q 3 マイナンバーカードと健康保険証一体化後、マイナンバーカードを落としたり無くしたりした場合、再発行までは保険証が使えないのですか。

A 3 紛失等により速やかにマイナンバーカードを再発行する必要がある場合において、現在お受け取りいただくまでに1~2か月かかっている期間を、大幅に短縮してまいります。このような場合に、市町村の窓口で申請をすれば、長くても10日間程度でカードを取得することが出来るように検討を進めてまいりますので、しばらくお待ちください。

それでもなお、マイナンバーカードの再交付が終了するまでの間など、例外的な事情により手元にマイナンバーカードがない状態で保険診療等を受ける必要がある場合の手順については、今後、関係府省と連携しながら、丁寧に対応してまいります。

Q 4 マイナンバーカードは、当初「他人に見せないようにし、大切に保管しましょう」と聞いた気がします。カードを使った便利なサービスがあると聞いていますが、持ち歩いてもいいものなのですか。

A 4 今後、マイナンバーカードを利用する便利なサービスが増えていきます。マイナンバーカードは、持ち歩いて使ってください。

持ち歩く時に気を付けていただく点は、銀行のキャッシュカードやクレジットカードなどと同じです。万が一落としたり無くしたりした場合は、24時間365日フリーダイヤル（0120-95-0178）で受け付けておりますので、利用を一時停止してください。

なお、落としたカードの方も、パスワードを知らなければ何も使えませんし、ICチップの中を無理やり読み込もうとすればチップが自動的に壊れる仕組みとなっておりますので、悪用することもできません。ご安心ください。

Q 5 マイナンバーを人に見られても大丈夫なのですか。

A 5 大丈夫です。マイナンバーだけ、あるいは名前とマイナンバーだけでは情報を引き出したり、悪用したりすることはできません。マイナンバーを使う手続きでは、顔写真で本人確認することが義務化されています。オンラインで利用する時にも、ICチップに入っている電子証明書を利用するので、マイナンバーは使われません。

Q 6 マイナンバーカードを落とすと、ICチップに入っている税や年金、医療などのさまざまな情報が流出するので怖いのです。

A 6 マイナンバーカードのICチップには、そもそも、税や年金、医療などに関する情報は記録されていません。

マイナンバーカードのICチップに記録されているのは、券面に記載されている氏名・住所・生年月日・性別の四情報と顔写真、マイナンバー、それに、電子証明書と住民票コードです。

落としたマイナンバーカードを取得した人がいても、ご本人以外は、税や年金、医療などの個人情報を引き出すことはできませんし、ICチップから不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れて、読み出せなくなる仕組みとなっていますので、ご安心ください。

Q7 マイナンバーカードから、マイナンバーに紐付けられた自分の個人情報が流れ出ることはないのですか。

A7 マイナンバーを利用して個人情報を見ることができるのは、それぞれの手続きを行う行政職員しかおりませんのでご安心ください。

ちなみに、行政職員であっても、見ることができるのは自分の担当する業務に関する個人情報のみで、当該業務に関係のない情報は、行政職員であっても見ることができない仕組みとなっています。

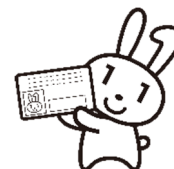
業務上の必要があつて、行政機関間であなたの情報のやり取りがあつた場合には、マイナポータルあなたのサイトから、そのやり取りの内容を全て確認できますのでご安心ください。

デジタル庁 HP

「よくある質問：健康保険証との一体化に関する質問について」
(<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/faq-insurance-card/>)



内容は随時、追加して
いきます。



マイナンバーに関するお問い合わせ

0120-95-0178

※ マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。

- 1 番：マイナンバーカード・電子証明書・個人番号通知書・通知カード
- 2 番：マイナンバーカードの紛失・盗難
- 3 番：マイナンバー制度・法人番号
- 4 番：マイナポータル
- 5 番：マイナポイント第2弾
- 6 番：公金受取口座登録制度

平日：9：30～20：00

土日祝：9：30～17：30（※）

※ 1 番・5 番については年末年始を含む平日・土日祝ともに 9:30～20:00
(期間：令和2年12月～令和5年3月)

令和4年11月（デジタル庁作成）